

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



税務署長 殿

氏名
(名称)

印

私が納付する { ☐ 申告所得税 (1 期分、2 期分、3 期分 (期限内申告分)、延納分) ☐ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分 (期限内申告分)) } について、平成 年 月 日以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署 整理欄	(金融機 関番号)					(税目 区分)		(振替 区分)		(預貯金 種類)	
(入力 日付)		(監査 印欄)		(送付 日付)							

預貯金口座振替依頼書

金融機関名

平成 年 月 日

銀行・金庫
信用組合
漁協・農協

本店・支店
本所・支所 御 中

日本郵政公社

住 所	(〒 -) 電話 ()									
氏 名	(フリガナ)						(金融機関お届け印)			
銀行 等	預金の種類	1 普 通 2 当 座 3 納税準備								
	口座番号									
郵便 局	記号番号 (新総合 通帳)	1				0				

金融機関 使用欄	

税務署から私名義の納付書が貴店 (組合) 又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

- 対象税目 ☐ 申告所得税 (1 期分、2 期分、3 期分 (期限内申告分)、延納分)
☐ 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分 (期限内申告分))
- 振替納付日
納期の最終日 (休日の場合は翌取引日)
但し、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店 (組合) 又は郵便局に納付書が到達した日から 2 取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定

- 預貯金の支払手続きについては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は貴店 (組合) 又は郵便局が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から (納税貯蓄組合長を経由して) 指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店 (組合) 又は郵便局の責によるものを除き、貴店 (組合) 又は郵便局には迷惑をかけません。